

# 当院は保険医療機関です

---

月初めには、必ずマイナンバーカードまたは資格確認書の提示をお願いします。

保険資格確認ができない場合、自費（10割）としてお支払いいただきますのでご了承ください。

※当月中の持参で窓口での清算可

下記のものをお持ちでしたら併せてご提示ください。

- ・ 各種受給者証
- ・ 紹介状
- ・ 他院での検査結果                      など



健康保険  
資格確認書



ますお整形外科・内科  
MASUO ORTHOPEDICS

# 許可指定事項

---

- ・ 保険医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護指定医療機関

# 診療報酬施設基準

---

- ・ 一般名処方加算
- ・ 運動器リハビリテーション（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料
- ・ 外来・在宅物価対応料
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 指定機能病院等紹介患者受入加算

院長



ますお整形外科・内科  
MASUO ORTHOPEDICS

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

---

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療情報の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても同様に無料発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は受付スタッフまでお申し出ください。

院長



# 後発医薬品（ジェネリック薬品）と 一般名処方加算

---

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医療品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称での処方）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また一般名処方を行った際に、「一般名処方加算 1, 2」をそれぞれ算定しております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

院長



# 医療 DX 推進体制の整備と

## 電子的診療情報連携体制加算について

---

当院は電子資格確認を行う体制を有し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

- (1) 医療費のオンライン請求を導入しています
- (2) オンライン資格確認を行っています
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております
- (4) マイナンバーカードの健康保険証の利用率に関し、今後一定以上の割合を保って参ります
- (5) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛けを行っています

上記体制の整備に伴い、当院では令和 8 年 6 月から「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定を開始いたします。詳しくは厚生労働省の HP をご覧ください。

院長



# ベースアップ評価料(1)の加算について

---

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により人材確保に努め、より良い医療を提供するために必要なものとして厚生労働省が行っている取り組みです。

これまで以上により安心して診療を受けていただける環境を整えるため、当院では令和8年6月より算定を開始いたします。

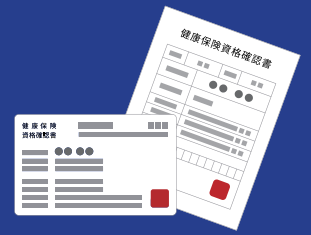
皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

院長

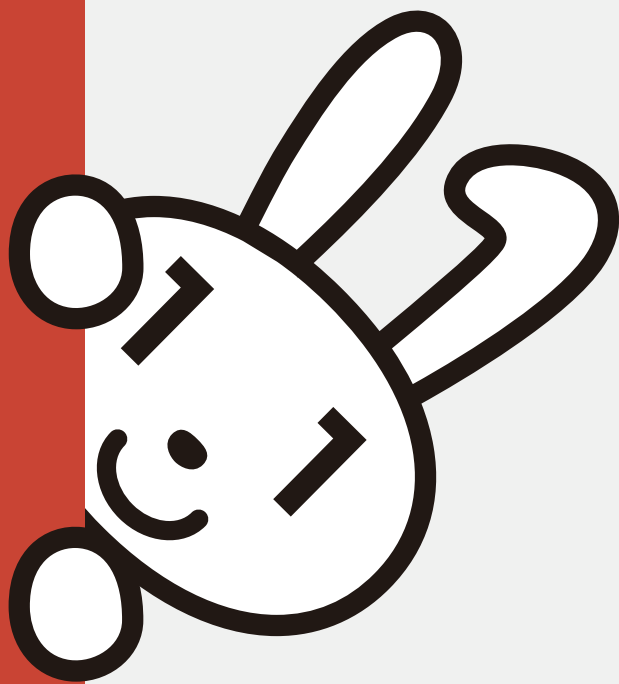


ますお整形外科・内科  
MASUO ORTHOPEDICS



# 受付では、 マイナ保険証か 資格確認書を。

従来の健康保険証の有効期限は終了しました



医療機関・薬局の受付では、  
マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、  
マイナ保険証をお持ちでない方は  
「資格確認書」をご提示ください。

マイナンバーカードをお持ちで、  
マイナ保険証の利用登録がお済みでない場合、  
受付時にご登録いただけます。

※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が  
困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、  
保険者に申請いただくことで、資格確認書が交付されます。